

○藤崎町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(令和3年3月26日告示第30号)

改正 令和3年4月15日告示第50号

(趣旨)

第1条 この告示は、婚姻に伴う新生活を経済的に支援し、もって婚姻に伴う経済的負担の軽減を図り、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対して藤崎町結婚新生活支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、藤崎町補助金等の交付に関する規則(平成20年藤崎町規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住宅取得費用 婚姻に伴う住宅の新築及び購入に要する費用をいう。
- (3) 住宅賃借費用 婚姻を機に新たに物件を賃借する際に要する費用のうち、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料を合計した額をいう。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、当該住宅手当分を控除した額をいう。
- (4) 引越費用 引越業者又は運送業者への支払に要する費用をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 世帯の所得(令和2年1月1日から令和2年12月31日までの間の夫婦の所得を合算した金額)が400万円未満である世帯。(婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職し、申請時に無職の場合は、離職した者については所得なしとして、夫婦の所得を算出する。また、貸与型奨学金(公的団体又は民間団体より学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。)の返済を現に行っている場合は、所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除する。)
- (2) 夫婦共に婚姻日(婚姻届を提出した日又は受理された日をいう。)における年齢が39歳以下の世帯
- (3) 対象となる住宅が藤崎町にある世帯
- (4) 申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が対象となる住宅にある世帯
- (5) 他の公的制度による家賃補助等を受けていない世帯
- (6) 町税等を滞納していない世帯
- (7) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める被保護者でないこと。

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(9) 過去にこの制度に基づく補助を受けたことがある者がいない世帯
(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、住宅取得費用、住宅賃借費用及び引越費用を合計した額とし、30万円を上限とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助の対象となる期間は、令和3年1月1日から令和4年2月28日までとする。

4 前項の規定にかかわらず、前条各号に規定する世帯に該当しなくなった場合における補助の対象となる期間は、当該該当しなくなった事由が発生した日の属する月までとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、藤崎町結婚新生活支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、令和4年3月15日までに町長に提出しなければならない。

(1) 戸籍謄本(全部事項証明)

(2) 所得証明書

(3) 納税証明書

(4) 住宅取得費用が分かる書類の写し(売買契約書又は工事請負契約書等及び住宅取得費用の領収書)

(5) 住宅賃借費用が分かる書類の写し(賃貸借契約書及び住宅賃借費用の領収書)

(6) 住宅手当支給証明書(様式第2号)

(7) 引越費用に係る領収書の写し

(8) 離職したことが分かる書類の写し(婚姻を機に離職した場合)

(9) 貸与型奨学金の年間返済額が分かる書類の写し(貸与型奨学金の返済を現に行っている場合)

(10) 各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現況調査等を行い、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の補助金の交付を決定するに当たって必要があると認めるときは、条件を付するものとする。

3 町長は、補助金の交付を決定したときは、藤崎町結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)によりその決定の内容を申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更及び承認)

第 7 条 前条第 3 項により補助の決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、その申請した内容に変更が生じた場合は、速やかに藤崎町結婚新生活支援事業補助金変更承認申請書（様式第 4 号）に、第 5 条各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、変更内容を審査し、その申請を承認したときは、藤崎町結婚新生活支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第 5 号）により補助対象者に通知するものとする。
（補助事業等実績報告書の省略）

第 8 条 規則第 25 条の規定により、規則第 12 条に規定する補助事業等実績報告書の提出は省略するものとする。
（補助金の請求）

第 9 条 補助対象者は、補助金の請求をしようとするときは、藤崎町結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第 6 号）を町長に提出しなければならない。
（交付決定の取消し等）

第 10 条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について既に補助金の交付がされているときは、期限を定めて返還を命じなければならない。
(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
(2) 補助金の交付の決定に内容又はこれに付した条件に違反したとき。
(3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めたとき。
（報告等）

第 11 条 町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めるときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。
（その他）

第 12 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示は、令和 4 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則（令和 3 年 4 月 15 日告示第 50 号）

この告示は、公布の日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

藤崎町結婚新生活支援事業補助金交付申請書
[別紙参照]

様式第 2 号(第 5 条関係)

住宅手当支給証明書
[別紙参照]

様式第 3 号(第 6 条関係)

藤崎町結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書
[別紙参照]

様式第 4 号(第 7 条関係)

藤崎町結婚新生活支援事業補助金変更承認申請書
[別紙参照]

様式第 5 号(第 7 条関係)

藤崎町結婚新生活支援事業補助金変更交付決定通知書
[別紙参照]

様式第 6 号(第 9 条関係)

藤崎町結婚新生活支援事業補助金交付請求書
[別紙参照]